

こころの健康を守り推進する基本法（仮称）の早期制定を求める意見書

心身ともに健康で幸せな人生を送ることは、国民すべての願いであり、今後の社会の基盤である。しかし、現在の法施策体系は、こころの健康を守り推進するに十分であるとは言えない。

うつ病や認知症などの精神疾患患者数は、平成二十年には全国で三百二十万人を超えており、ここ十年で一・五倍に急増している。また、年間三万人を超える自殺と精神疾患との密接な関わりや児童期のこころの健康問題も指摘されている。こころの健康と精神疾患の問題は、国民の生命、健康及び生活上の重大な問題となっている。

平成二十三年七月、国は、精神疾患を、がん・急性心筋梗塞・脳梗塞・糖尿病の四疾病に新たに加えて「五疾病」とし医療政策上の重点疾患と位置づけたが、精神科医師や職員の配置基準に見られるような一般医療との格差の是正、当事者と家族を支える地域の福祉保健サービスの基盤整備など、早急に取り組むべき課題がある。

国民が安心して暮らせる社会、活力ある社会の実現のために、こころの健康を国の重点施策と位置づけ、精神医療改革・精神保健・家庭支援の三つを軸とした施策を総合的に実行することが肝要である。

精神疾患は、誰にでも起こり得る疾患であるとともに、当事者や家族の生活に多大な負荷を与えるものであることから、今後も引き続き、必要な財源や社会資源の確保を進めていかなければならない。

よって中央区議会は、国会及び政府に対し、国民のすべてを対象としたこころの健康についての総合的長期的政策を保障する「こころの健康を守り推進する基本法」（仮称）の制定を強く求めるものである。

右、地方自治法第九十九条の規定により、中央区議会の総意をもって意見書を提出します。

平成二十四年十月十九日

東京都中央区議会議長 石田英朗

衆議院議長	参議院議長	内閣総理大臣	総務大臣	厚生労働大臣
議長	議長	大臣	大臣	大臣
				あて